

八戸港の浚渫工で発生する浚渫土砂の民間受入希望者 公募要領

第1 趣 旨

三八地域県民局地域整備部では、八戸港の浚渫工事において発生する浚渫土砂のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土(以下「残土」という。)について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、受入れを希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先(以下「受入者」という。)の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者(以下「受入希望者」という。)は、受入希望申込書(別記1)に以下の書類(以下「添付書類」という。)を添えて三八地域県民局地域整備部長に提出しなければならない。

- (1) 受入場所(以下「受入地」という。)に関する図面
(位置図、平面図、横断図等)
- (2) 現場写真(受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの)
- (3) 受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第3 残土の受入れを申し込むことができる者の資格要件

残土の受入れを申し込むことができる者は、本要領の内容について同意し、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 八戸港の浚渫工事現場周辺において残土を受け入れることができること。
但し、残土運搬距離(路程)はL=60 km 以下とする。
- (2) 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 受け入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
- (4) 受入土量が1箇所当たり1,000m³程度を越え、受入地の面積が十分確保されていること。
- (5) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック(10t車)が周辺の

環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。

- (6) 残土の搬入までに、残土の受入れに必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。
- (7) 土砂を発生した状態で受け入れるものとし、通常の残土処理の工程以外の分別等の作業を求めないこと。
- (8) 受入地の造成が必要な場合の擁壁、盛土の敷き均しや転圧等、受入地に要する費用は原則として受入者が負担すること。また、残土荷下ろし後の管理責任は受入者とする。こと。(三八地域県民局地域整備部が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろしまでとするが、これによりがたい場合は、第4(4)及び第6(1)による別途協議により合意したものに限るものとする。)
- (9) 搬入時期については、県で実施する工事の搬出に併せた受入れが可能であること。
- (10) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
なお、残土の発生量や他の受入可能量により、最終的に0(ゼロ)m³の場合もある。
- (11) 土地の受入者は、無秩序な土砂の堆積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。
- (12) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第4 残 土

残土の発生場所は、次のとおりである。

- (1) 残土の発生場所及び発生予定量

発生場所：八戸港

実施工種：浚渫工（発生土区分：砂、泥土）

発生予定量：総計約 45,000 m³

(但し、事業の進捗状況等により、発生土量を変更する場合がある。)

- (2) 残土の発生期間（予定）

令和5年4月頃～令和8年3月頃まで

但し、事業の進捗状況等による工期の変更に伴い、発生期間を変更する

場合（第5による）がある。

（3）残土の状態

主として、砂。運搬できる状態まで抜水したのち運搬する。
泥土の場合は、運搬できる状態まで土質改良したのち運搬する。

（4）残土の運搬条件等

三八地域県民局地域整備部が実施する公共工事の請負者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろしを行うため、原則として荷下ろし後の整地作業は受入者において行うものとするが、これによりがたい場合は、受入条件等を受入希望申込書（別記1）に追記するものとする。また、残土は粒土試験等の土質試験は実施しないため、明確な土質分類をした上での運搬はできない。

ただし、土壌汚染対策法及び海洋汚染防止法に基づく、特定有害物質の含有量試験と溶出量試験においては、三八地域県民局で実施する。

第5 実施期間

この公募における受入地への残土搬出の実施期間は、第4（2）に示す残土の発生期間とするが、新たな民間受入希望者公募が実施される場合には、新たな公募による受入期間の終了までとする。

なお、新たな民間受入希望者公募は、新たな事業計画の発生により残土発生量が増加する場合や、民間受入完了後も残土が発生する場合等に実施するものとし、新たな公募時点で継続して残土の受入れを希望する者は第12により、変更申請をするものとする。

第6 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

（1）受入候補者の登録

三八地域県民局地域整備部長は、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった受入希望者のうち資格要件に該当する者を候補者（以下「受入候補者」という。）として登録する。

三八地域県民局地域整備部長は、受入候補者を登録しようとするときは、受入希望地の状況等により、必要に応じて当該市町村長の意見を聞く。

（2）受入者の選定

工事現場から受入箇所までの路程や沿道環境、並びに施工性等を総合的に考慮した上で、受入者を選定する。

(3) 受入者の決定

三八地域県民局地域整備部長は、前記により選定した受入者から、受入期間、受入量、受入土砂の確認、関係法令の許可等の確認、第3の資格要件の再確認等を行い、受入の合意が得られた者について、最終的に受入者を決定する。

第7 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

(1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒039-1161 八戸市大字河原木字北沼 1-131

三八地域県民局地域整備部 八戸港管理所

TEL : 0178-21-2280

FAX : 0178-21-2370

E-mail : ha-kokan@pref.aomori.lg.jp

(2) 残土の受入希望申込書等の提出期限

令和5年1月31日(火) 午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの間。

第8 残土の受入希望申込書等の提出方法

書面により、第7に定める提出先に、持参もしくは郵送にて提出すること。

第9 問い合わせ、質問等

(1) 問い合わせ・質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、令和5年1月20日(金)までとし、電話又はFAX、メール等により第7(1)において受付する。

(2) FAX・メールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

問い合わせ・質問等は、原則3日(休日を含まない)以内に質問者に回答する。

第10 受入候補者の登録及び受入者の決定の通知

三八地域県民局地域整備部長は、第6の受入候補者の結果を別記3又は別記4により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書(別記2)に以下の書類(以下「添付書類」という。)を添えて三八地域県民局

地域整備部長に提出しなければならない。

- (1) 受入れに伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料（地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）
- (2) 関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書（別記2 追加事項：別記11）。
- (3) その他、三八地域県民局地域整備部長が必要と認めるもの。
- (4) 三八地域県民局地域整備部長は、第6の受入者の決定の結果を別記5により通知する。

第11 受入候補者の登録の取り消し

- (1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入れの必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願（以下「登録取消願」という。）を別記6により提出するものとする。
- (2) 三八地域県民局地域整備部長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

第12 新たな民間受入希望者公募が実施された場合の措置

- (1) 新たな民間受入希望者公募が実施された場合、その公募内容に応じて、必要があると認められる場合（主として、残土発生期間が延長となる場合を想定）は、受入候補者へ別記12により通知するものとする。
- (2) 通知された受入候補者において、継続して受入れを希望する場合には、別記7により変更申請を行うものとする。なお、この場合、記載内容に変更がない添付書類は省略することができる。
- (3) 新たな民間受入希望者公募において、既に受入地として決定されている場所、あるいは、新たな公募受付期間の終了時までには受入地として決定されたものについては、継続希望の変更申請により、新たな民間受入希望者公募においても候補者の登録及び受入地の決定は引き継がれるものとする。

第13 その他

- (1) 今回の公募に関連して要した費用（申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等）は、受入希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入希望申込書は返却しない。

- (3) 提出期限以降の受入希望申込書等の提出、訂正等は認めない。(ただし、あらかじめ三八地域県民局地域整備部長が承諾した訂正等についてはこの限りでない。)
- (4) 受入者は、受入れの途中において、受入面積、受入希望量、造成等の構造にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、三八地域県民局地域整備部長に受入内容等の変更を別記7により申請し、承諾を受けなければならない。
- (5) 三八地域県民局地域整備部長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、別記8により通知する。
- (6) 受入者の決定後、受入れの途中においても第3に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入れが確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない。(ただし、あらかじめ三八地域県民局地域整備部長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。)
- (7) 受入者は、受入地の受入可能量について、四半期に毎に実績報告書を別記9により提出するものとする。
- (8) 三八地域県民局地域整備部長は、残土の搬出が完了した時点で、別記10により受注者に搬出の完了を通知するものとする。
- (9) 三八地域県民局地域整備部長は、必要に応じて受入者候補者の決定手続き状況等や、決定した受入候補者をホームページ等で公表するものとする。
- (10) 受入候補者の登録期限は、第5に定める実施期間の終了までとする。
- (11) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と三八地域県民局地域整備部長が協議の上決定するものとする。

別表1（第3の（2）関係）暴力団等排除措置に関する項目

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- 2 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 3 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （1）成年被後見人又は被保佐人
 - （2）破産者で復権を得ない者
 - （3）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から5年を経過しない者
 - （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力団行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - （5）暴力団の構成員等